

議事録

件名： 契約監視委員会（2018年度第1回）
日時： 2018年6月14日（木曜日） 14:00～15:30
場所： JICA本部役員会議室
委員長 不破 邦俊 公認会計士 委員： 関口 典子 公認会計士 木村 琢磨 千葉大学大学院専門法務研究科（教授） 中久保 満昭 あさひ法律事務所（弁護士） 乾 英二 国際協力機構 監事
JICA： 加藤正明理事、調達部（事務局）村瀬部長他数名 総務部、企画部、社会基盤・平和構築部、インフラ技術業務部、横浜センター、 各数名
議題： 1. 2017及び2018年度に締結した契約で2回連続して一者応札・応募となった契約の個別点検 2. 2017年度の総括報告 3. 2018年度の審議事項の確認 4. 調達等合理化計画（2017年度自己評価及び2018年度計画案）の点検

議事概要：

JICA：

それでは、これより2018年度第1回契約監視委員会を開催させていただきたいと思ます。

お手元の資料にございますとおり、本日は議題が4つございます。1つ目が、2017年度および2018年度に締結した契約で、2回連続して一者応札・応募となった契約の個別点検、対象が2件ございます。2つ目が、2017年度の総括報告、3つ目が2018年度の審議事項の確認、4つ目が調達等合理化計画、2017年度自己評価および2018年度計画案の点検の以上でございます。

議題1につきましては、今回2件でございますので、事務局の調達部から簡潔に概要をご説明させていただき、委員の皆様からご質問をいただくという形で進行させていただければと思ます。議題の2、3、4につきましては、事務局の調達部よりご説明申し上げます。議事進行へのご協力を、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、委員に議題1の進行を、お願ひさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

1. 2017 及び 2018 年度に締結した契約で 2 回連続して一者応札・応募となった契約の個別点検

No.1 2017-2019 年度円借款事業に係る調達関連書類一次チェック業務（ロット C）

委員：

では、まず議題 1 の、2 回連続して一者応札・応募の 2 件について、審議をさせていただきたいと思います。これまで、案件がもう少し数が多かったんですが、今回 2 件という形で、これはゼロがいちばんいいということで結構なことだと思います。

それで 2 件ありますけど、これは調達部のほうから説明、お願いします。

JICA：

簡潔に概要ご説明申し上げたいと思います。今、委員からご説明ありましたとおり、前回 2017 年度第 3 回委員会で同様の審議をしていただき、それ以降 2017 年度 1 件、2018 年度 4 月に 1 件と、現在までに 2 件、2 回連続して一者応札・応募となった契約がございますので、本日はそれを対象とさせていただきたいと思います。従前に比して件数が減っているのは、2017 年度全体の契約件数が減少したことと、近年複数年度契約の導入というのが進み、同様の新規契約が 1 回目から 3 年後であるとか 5 年後であるということで、2 回連続が確認できる間隔が長くなっています。そのような関係から、今回は 2 件になっていると事務局では分析をしております。

それですまず 1 件目、2017 年度から 2019 年度円借款事業に係る調達関連書類の一次チェック業務（ロット C）について、ご説明申し上げたいと思います。本契約は、円借款事業に係る調達関連書類の一次チェックを業務委託するものでございます。ロット A・B・C と三つ分かれておまして、前回 2016 年度の第 1 回契約監視委員会で審議をされ、その際には二つのロットで各々が一者応札であったといったところで、委員の皆様方のご指導を受け、創意工夫して、A・B・C と地域別に分け、C ロットについては英語以外の言語を入れたように整理しています。前回は A と B で地域ごとに分けていましたが、それを A・B および C という形で 3 ロットに分けたところ、そのうちロットの C だけが 1 者応募になり、今回の審議対象となりました。なお、ロット A およびロット B については 2 者から応募があり、前回ロットのときには各々 1 者でしたが、今回は A 2 者、B 2 者、C 1 者というような形になっております。

今回ロット C についてはスペイン語・フランス語に特化したことが一つの要因かもしれませんが、1 者の応募しかなく、対象となりました。前回ご助言いただき、想定される 6 者の企業さんには、こういった公募が、公示が出ていますということはお知らせしましたが、結果は A 2 者、B 2 者、C 1 者というような状況になって、今回の審議対象となっております。

事務局からの説明は、以上にさせていただきたいと思います。

委員：

今の説明を受けてご質問はありますでしょうか。

委員：

内容を見させていただいて、予定価格と落札価格がかなり離れていて、8,200万だったりとか6,200万ってなっていて、あと内容を見ると、たぶん予定委託件数が174件っていうふうになっていて、なんか詳細を見ると、その単価掛ける実施件数見込みみたいなものも入っていて、それでこういうふうになくなっているのかなと思うんですけど、全体的に前回の契約と今回の契約で安くなっているか高くなっているかって話と、この単価の見直しみたいなものっていうのがあったのかどうかっていうのをちょっと知りたい。基本的に安くなった理由を知りたいです。

JICA：

単価がそれぞれの項目で設定されていて、それぞれの項目ごとに金額が随分違うので、大体ということでご説明すると、前回の価格よりも、20パーセントから30パーセント落札価格は上回っているということです。ただおっしゃるとおりで、予定価格については、前回の価格から大体70パーセントぐらいのアップということで見込んでいたのです。ただ、20パーセントから30パーセントのアップで済んだということになっています。

なぜ、予定価格を7割も高く見込んだかと言うと、幾つか要因があります。一つは従来よりも少し高度な内容を業務の中に入れてあります。具体的には、重要度をより明確に示してくださいということです。あとは、標準入札書類が、従来6種類だったのが1種類増えて7種類になったということで、対応しなければならない範囲も増えたということがあります。さらに、応札企業と受注企業のリストをまとめることを、新たにTORとして加えたことも要因としてあります。さらに、フランス語・スペイン語のみということで、やはりできる人も少ないので値段が高くなるんじゃないかなということで、全体として前回の値段よりも7割ぐらい予定価格を上増しました。ところが少し低めに収まったという状況です。

委員：

実際業務単価が、例えばPQの評価結果とか入札書類のチェックとか、それで単価違うんですけど、これは実際、3年間でこのぐらいくるだろうとやっていると思うんですけど、例えば実態でPQが何本とかは出てきますよね。

JICA：

はい。

委員：

そうすると精算をすることになるということですか。

JICA：

そうですね。実際の件数×単価で精算するという事です。

委員：

単価。だから単価だけは決めていて件数は実績ベースと。

JICA：

そういうことです。

委員：

分かりました。

それで、単価については、フランス語とスペイン語があるから、英語の単価よりは高いということ。

JICA：

そうです。

委員：

あと、前回の業務の質というか、この社に当たるかどうか分からないですけど、そういう評価ってどういうふうにされているのかなと思うんですよね。

JICA：

質というと、毎回成果物をチェックしていますので、もし問題があればコメントして、直してもらっています。それを日々やることによって、質を向上させていこうとしています。

委員：

では、むしろそのコメントがいっぱい後半にあったら、そのチェックが間違っているってことだと思うんですけど、そういう部分の中で合格点を取っているという理解でいいんですよね。

JICA：

そうですね。従来に比べると、我々からの指摘・コメントは随分と減っているんじゃないかとは思いますが。

委員：

はい、分かりました。

委員：

ちょっと私も質問ですけど、今のご説明を聞いていて、前回はフランス語とスペイン語と英語と混じった形で契約しておられたと思うんですけど、そのときの単価はその言葉によらず、単一の単価で決まっていたんですか。

JICA：

そのとおりです。

委員：

そうすると、割りと得意ではないフランス語とかスペイン語のほうが多くなると、受けたほうは少し割を食うというような条件ということですか。

JICA：

推測としてはそうかなという気はします。

委員：

ほかにご質問あれば。

委員：

ちょっと1点だけよろしいですか。

これ、書いているのが、「調達関連書類一次チェック業務」っていうことなんですが、この応募要件のところ見ると、『「調達関連否かに拘らず、法律／基準等との合規性を確認する業務」及び「円借款事業の調達、案件実施促進に関連した業務」にかかる経験や実績』とあるんですけど、法律との合規性といった、適法性を確認する業務に関する経験っていうと、何となくリーガルな専門知識とか経験を要するのかなっていう印象を受けて、それで下欄の⑤背景要因のところを見ると、真ん中やや下に、「フランス語圏特有の契約約款を含めたより広範な専門性と経験が求められるため」とこうあるんですけど、この作業で求められるノウハウっていうのは、法律知識とか契約約款に関するリーガルな知識とかそういうものが求められるっていう意味なのか、それともこの③の業務内容に書いてあるように、2行目のこの「調達関連書類が JICA ガイドライン等に沿っているかという基本的な準拠性の確認作業」のイメージなのか、ちょっと書かれている内容が違うように思うんですが、どちらなのでしょう。

JICA：

法律云々は関係ないです。

我々で用意している書類というのが、このガイドラインと標準入札書類です。これに合致しているかの確認です。標準入札書類の中に、契約のドラフトが入っており、その確認も含まれます。

委員：

そうすると、まず②応募要件のところ、この表記って適切なのかなっていう疑問が次には出てきて、ちょっと直感的に思ったのが、この「法律との合規性」っていう言葉を使っていますが、法律に適合するかどうかを確認する業務を有償で頼んでそれに対する経験が必要だということになると、「弁護士法上大丈夫なの？」っていう感じがするわけですよ。

要するにその、法律業務を依頼して、それで、有償でできるっていうのは、これは業としてできるっていうのは、通常弁護士しかやっちゃいけないことになっているので、ガイドラインへの適合性っていうことであれば違和感ないんですが、そうすると②応募要件の記載ってこれカギ括弧で書いていますが、ちょっと実態とずれてないかなと思います。

JICA：

私法である契約という意味で書いたのですが、おっしゃるとおりの部分もあり、応募者が応募する際の制約になっているのではないかなと思って、次回以降削除しようと思っています。

委員：

決して揚げ足取るわけじゃなくて、ちょっと正確な理解を深めるために申し上げるんですが、私法的に言うとも、これ民衆の法律っていう意味で、民法とか商法とかそういう発想になるんで、というよりは JICA が設定した内部の規定というかガイドライン、これは法規じゃないんで、そのガイドラインに関する知識があつて、その適合性を、この書類であれば、「これは JICA のガイドラインに適合しているから大丈夫」ですとか、「ここはガイドラインから逸脱していますよ」っていう、その当てはめをできるノウハウがあればいいというだけのことなのか、そこは明確にされたほうがいいんじゃないのかなということです。

JICA：

分かりました。おっしゃるとおりですので、そこは次回以降明確にしようと思います。

委員：

何か質問等は。

委員：

2点ありまして、まず一つが、こういった業務というのは、業者さんに広めるというのかしら、より知ってもらいたいというほうが強いのか、あるいはこれは JICA ノウハウなのでできるだけ外に広めないほうがいいと思っているのか、それがちょっと分かれば知りたいのと。あともう一つは、これは応募要件を読んでですが、「円借款事業の借入コンサルティング業務」云々と書いてあるとか、今の法律業務がどうのこうのだと、何かノウハウがないとこの業務には参加できない、要するに6者以上の裾野を考えたときに、何かすごく難しそうな内容なので、例えば英語の読み書きはできるけれど、中身は難しそうだから駄目だと思わせたら駄目だと思うのですね。

この業務については、そういった事業のことを知らなくても、チェックリストに基づいてチェックをすればいい、要するに参入障壁が低いものなのか、もし参入障壁が高いのであれば、JICA としては今後裾野を広げるために、例えばトレーニングの研修をすとか、何らかの方策をこれから取るのか、そういったことを教えていただきたいと思います。

JICA：

はい、分かりました。

まず、このガイドラインと標準書類は、すべての円借款案件で使われているものですので、円借款案件に多少なりとも関わっている企業さんは皆さんご存知の内容だと思います。ただ、この業務の制約というのは、その途上国の政府が実際に円借款を使って、コンサルタントの選定をしますが、そこに関心のある企業は入れないのです。ということで、大きな制約なのです。その中で、できる企業が非常に限られているというのがあります。

2点目の質問ですけれど、多くの人により知ってもらって、やってもらえるように、すでにいろんな形で、外部の企業向けのセミナーをやっていますけれども、より一層強化して、スペイン語やフランス語ができる方を含めて、より広くセミナーを行っていきたく

思っています。

委員：

それをどのようにして周知、広げるようにするんですか。

JICA：

今、業界団体さんと組んで、このガイドラインの中身と、それから標準入札書類の中身について紹介するセミナーをやっています。例えば、昨年度で言えば8回やっています、323名の日本の企業の方が参加しています。これをもう少し増やしていきたいなと思っています。

委員：

分かりました、ありがとうございます。

No.2 2018年度 JICA よこはまプラザ運営管理/開発教育支援業務

委員：

次の2番目の議題です。

JICA：

続いては、横浜センター2018年度 JICA よこはまプラザ運営管理開発教育支援業務についてご説明申し上げたいと思います。

本契約は、国内拠点の一つであります横浜国際センター内に置かれている JICA よこはまプラザの運営ならびに、プラザを通じて実施される各種開発教育等々の支援事業の実施を外部に委託するものです。ただし、今回の業務の中には施設内の図書館の運営管理業務が入っているというのが、他の同様な拠点とは違う特性になっているかと思えます。

開発計画支援事業につきましては、多様な活動があり、学校現場や開発教育、国際理解教育を浸透させていくという中で、実施可能なプレイヤーは少しずつ増えてはきているものの、今回もいくつか応募が想定される企業があり、応募勧奨のための声かけ等をしましたが、やはり1者であったというものです。

今後につきましては、特に今回受託者である公益社団法人青年海外協力協会、そもそもこの団体の職員の多くは、協力隊のOB、OGですので、開発教育等の実施といったときに、広範なネットワークを持っており、それら人員を動員することが比較的容易な団体であるということがあるかと思えます。ただし今回は図書館業務も含め広範な業務が入れられ、もう少し工夫をすれば、より多くの応募が得られたかもしれません。ただその部分は、全体のポーションのなかで小さく、今回で見ますと契約金額が全体で3,200万円程度になっており、どこを整理して、今後競争性を高めていくか検討が必要な案件だと思っております。

事務局からの説明は以上です。

委員：

では、2番目の案件についてご質問ございますでしょうか。

委員：

業務内容を拝見しますと、ものすごく種類がある、広範にわたる業務のように見えて、例えば、補足情報③業務内容1行目の「図書資料室運営管理業務」、これは何か司書みたいなのが必要なのかなというイメージをもつのですが。この詳細資料を見ると、「図書館の図書資料室の室内整理業務、利用者対応業務、蔵書整理業務、応募関連資料、蔵書移送業務など」という業務がありますから、図書館の運営管理に関する業務というイメージの業務なんですね。他方で補足情報③業務内容の下を見ると、「研修員の学校訪問、訪問学習、インターン受入、広報業務、国際理解教育、開発教育に関する問い合わせ対応」と様々。

ちょっとその、業務のくくりとしては、毛色の違うものがあまりにもたくさん入っていて、1年間で約3,200万円ということになると人を雇って内製化したほうがいいんじゃないのかなというような感じを受けて。

⑤の「一者応札・応募となった理由」のところを見ると、事業の強みが業務内容の一部であることから、業務を実施することは困難と判断した。これはもっともな理由だと思うんですね。これはすべての案件にうちは強い、強みがあるなという、応札者を探すというのはたぶん不可能だと思うので。

ここからが質問なんですけれども、そういう内製化するという発想がないのか。それから、約3,200万円で人件費として考えると、結構高額だと思うんですけれども、この作業をやるのに、だいたいMan/Monthでどれぐらいの人員を必要としているのか、それとの関係で人を雇っても十分この程度の金額であれば、この範囲内で対応できるという発想がないのか、そこをちょっとお伺いしたいのです。

JICA：

ご指摘ありがとうございます。

業務内容が広範というご指摘がありましたが、我々も事後にヒアリングした結果、すべての業務を実施できる会社はなかなかないことを確認しております。業務の全体量は、32Man/Monthになっております。実際の体制としては、青年海外協会から4人配置され、一部の方を除いてほぼ常駐で業務をしているという形になっております。これを内製化できるか否かについては、全体の定員の関係もあると思いますし、まだ十分な分析もできておりません。現在のところでは、業務を分割する形で入札を行いまして、来年度以降は契約できるのではないかと考えております。これはヒアリングの結果、図書館業務、開発教育関係の業務、展示に関する業務、それぞれに強みを持った会社さんがおりますので、業務を分けることで十分競争性のある入札ができるのではないかと考えております。

委員：

おそらく認識は共通だと思うんですけど、調達・約3,200万円をいかに合理化するかということが、もともとの主旨ですので、この種種雑多な業務を入れて、2回連続で一者応札になっちゃったからどうでしょうか、どういう原因でしょうか、ということが、実は

この案件に関しては、あまり的を得てないんじゃないかなという気がするものですから、ちょっと別の方向で検討されたほうがいい。で、内製化するかどうかというのは、またヘッドカウントの問題だから、全然別の要請があると思いますので、例えばの例で申し上げただけなんですけど、ちょっと書かれている内容が、例えば複数年契約をするように見直すとか、5者以上に応募勧奨を行うとか、こういう方向で解決できるようなケースではないんじゃないかなという気がしたんですけど、その点だけ申し上げます。

委員：

いま委員がおっしゃったことの続きかもしれないですけど、前回等の業務との価格の比較というか、一部直営化していると書いてありますけれども、今回の契約自体が前回の業務と比較して高くないのかということ。それから質の確保のところ、例えば図書館とか、いろいろな出前講座とかがあると思うんですけど、そのときに、来た人とか、または行った学校のアンケート調査とか、そういうことで、例えば質がちゃんと担保されているとか、というのが質問です。

JICA：

前回の契約との価格の比較についてですが、前回の契約期間は2年6ヶ月で、今回の契約は1年ということで単純比較ができませんが、前回契約の17年度の実績と今回契約の18年度実績を比較して、予定価格は10パーセント削減で設定しております。実際の契約金額については、そこからさらに5パーセント程度低い金額で契約はできており、契約金額については前回契約に比較して、より抑えられているということが言えます。

そして業務の内容の質については、毎回月次の報告書を提出してもらっており、これによって確認をしております。月次の報告書の提出の前に、ドラフトの段階で当センターと契約相手と毎回打ち合わせを行いまして、業務について報告をいただいています。その中で業務の内容の改善等があれば、その場で指摘をするという形にしておりますので、毎月のミーティングと月次の報告書の提出をもって、確認をしているという形になっております。

委員：

分かりました。次に例えば応募者を勧奨するためにロットを分けるとか、いろいろな発想があるかと思いますが、委員のおっしゃった内製化の話もあって、価格的に上がるようなことではなくて、当然ながら下がる方向で考えていただきたいというのが一つ。

それから、打ち合わせの中で質の改善というのは、当然チェックしてもらおうと思うんですけど、こういった第三者が非常にアクセスするという業務は、やはり第三者の意見とかも聞きながら、質の確保をするというようなことも考えられるのかなと思って質問しました。

JICA：

はい、ありがとうございます。

前回の契約の中で、プラザを利用する外部の関係者に集まっていたいただきアドバイザー

ードをつくり、そこから検討した結果を業務内容の改善に活かしていくということも行っております。このフォローアップも含めて、外部の方のご意見も踏まえて業務を改善していきたいと思っております。

委員：

はい、ありがとうございます。先ほどこの1年間の作業量を32人月ぐらいで行っているというような話があったと思うんですけど。例えば今年からの運営ですと、1人は張り付いていなければならないし、1人だけだとその人がいなくなったら困るということで、1人以上いるということになると1年間で32人ということは、書いてある量の内容からすると、1ヶ月2~3人足らずとなるのですが、それで本当に回っているのかなという気が単純にするんですけど、そこらへんはいかがですか。

JICA：

総括については常に12ヶ月間通して配置という形にはなっておりません。実態としては4名体制で、そのうちの1人の方が司書を行っております。ただ、その1人の方が休みなく図書館の開館時間に常に勤務することはできませんので、一部、その他の開発教育等を担当している方が、適宜図書室の管理をサポートしていくという形になっております。

委員：

4名体制で12ヶ月となると、単純に48人月になると思うんですけど、32人月ですと、4名のうち1名の方はたまにしか来られないというような、そういうことですか。

JICA：

はい。総括にあたる方がそういう形になります。

委員：

今のお話で、契約書を拝見すると、1ヶ月だいたい250万円ぐらいということで、12ヶ月だいたいそれで3,000万円近くになっていると思うんですけど、マックス4名ぐらいの人を張り付けて、1ヶ月250万円ぐらいという、そういうような契約だという理解でよろしいんですか。

JICA：

契約金額については、全体の3分の1程度を直接経費にあてておりますので、残りの3分の2が人件費に相当するという形になります。

委員：

直接経費というのは1,000万円ぐらいで、この金額で見積ってくださいというようなことは、何か入札書類に書いてありますが、その金額ということですか。

JICA：

はい、おっしゃるとおりです。

委員：

人件費でいくと、2,000万円ぐらいで1年間やっているという、そういうことですね。

JICA：

はい、そのとおりです。

委員：

もしこれを図書館だけ別に分けるとなると、費用的には何億まではいかないけど、図書館の部分というのは結構大きくなるというようなイメージなのでしょうか。

JICA：

まだそこまでの分析は十分できておりませんが、これから試算してどういった配置にするか検討することになると思います。

委員：

わかりました。他に質問はございませんか。

JICA：

図書業務は、図書室自体、別フロアにあり、JICA プラザの 2 ヶ所を 3 人で常に運営して回していくというようなイメージかと思います。

図書館を切り分けると、その部分をどうオペレーションしていくのか、開発教育に来られた方たちへの支援業務の分け方というところが悩ましいかと思います。

委員：

分けてしまうと、図書館業務で少し余る時間が出てくる、そういうのを無くさないといけないと思いますね。

JICA：

他にも、その人がいないときは閉めざるを得ないとか、いろいろなことがあるのかと思います。センターですので、開館時間とか、いろいろな制約があるかと思います。

委員：

よろしいでしょうか、では、ありがとうございました。

2. 2017 年度の総括報告

JICA：

では、議題 2 といたしまして、2017 年度の総括報告について調達部からご説明申し上げます。資料 2 をお開きください。よろしく申し上げます。

JICA：

それでは、「資料 2 契約監視委員会の活動状況について（2017 年度総括）」をご説明申し上げます。

「1. 主な審議事項と点検の方法」は、大きく 2 点、競争性のない随意契約と一者応札・応募になっています。競争性のない随意契約（2016 年度新規契約）では 821 件、そのうち各委員から抽出された 11 件について、第 2 回委員会にて検討を行わせていただきました。821 件のうち、196 件が技術協力研修、あと賃貸借契約等々、事務所を借りているところ、家を借りているところがありますので、そういった契約の 154 件が 821 件の内数として、

約 360 件含まれてる、抽出率は 1.3%という表記になっております。

次に、一者応札・応募、(2)の1)ですが、2016年度2回連続応札・応募となった契約 33 件のうち、8 件は 2016 年度中の点検で実施済みで、残り 17 件の個別点検を行いました。また、2017 年度に 2 回連続一者応札・応募となった契約の一部 16 件についても、2017 年度に実施しました。これは第 1 回と第 3 回の委員会になります。合計 33 件になります。

また、昨年度から 2 回連続一者応札・応募に係る個別点検では、類型化をし、テーマごとに審議を行って、競争性を高めるための工夫等について、類似案件にも適応する検討を行ってまいりました。2016 年度に一者応札・応募となったコンサルタント等契約による 6 件、研修委託契約より 4 件を各委員に任意抽出して審議していただきました。これが(2)の2)の10件になります。

これまで 2 回連続一者応札・応募として参加意思確認公募についても、2015 年度通知の改定において、本部契約担当役の判断があれば研修委託契約以外にも適用可能とされましたが、実質的に競争性のない随意契約に近い案件が多く、その特命性の高さの妥当性について全件対象とし、2017 年度は 5 件を対象として審議をさせていただきました。

次のページ、「2. 点検の結果」の主要な部分についてご説明申し上げたいと思います。

まず、「(1) 競争性のない随意契約」は 11 件ありましたが、個別アドバイザー契約に關しましては、必要性の検討とともに、個人に対して情報提供や各種調整等を依頼するのは、契約だけではなく、謝金払いという別の方法もあるのではないかというご提言、また単価等も十分比較した上でというご提言を受けて、その上で切り分けをして、明確にすべきというご意見をいただきました。可能な範囲で対応させていただきたいということで、今も検討させていただいています。

また、昨年度新規対象となった在外事務所における安全対策アドバイザー契約につきましては、現役公務員との契約であることにより生じる法的リスク等に鑑み、退職者や法人等へ切り替える方法で検討を進めております。

コンサルタント等契約において、先行調査業務、詳細設計業務等がある場合、先行調査・業務の中間成果品に相当するデータ、受注者のノウハウ等を可能な限り共有することで競争に付す可能性を検討すべきというご指摘を受け、本件につきましてはこれまでの委員会において同様の指摘を受けているため、今年度の第 2 回の委員会において個別審議を行うことを予定しております。

次に、一者応募・応札のほうに移らせていただきたいと思います。

2 回連続して同じ者と契約する場合、先ほどもありましたが、価格の妥当性の検証とか質の確保、及びそこに至るプロセスの透明性・合理性についてご指摘があり、引き続き確保すべきと認識し対応しております。

また、法人格を有していない任意団体との契約について、入札公告における入札条件の記載が不明確であるというご指摘、整理が必要であるというご指摘の点につきましては、入札条件の記載方法を留意するとともに、債務不履行になった場合の責任体制の確認にか

かわる対応に関しても、顧問弁護士と相談をさせていただいて、関係部と方向性について検討をしている最中であります。

コンサルタント等契約に関して、通関電子システム等特殊な技術が必要、かつ共同企業体の組成が必要な場合、特定の二者しか対応できない部分とその部分を分けて調達をするべきではないか、またはその他の部分のみを競争に付すべきではないかというご意見が出された一方、共同で行うことによる効率性、競争で別々に選ばれるより非効率ではないかというご意見もあり、結果的に二者応札となったとしても、一体では競争にすべきではないかというご意見とに分かれたご意見をいただきました。

これまでも契約監視委員会の先生方からJVの組成については、結成方法、調達方法についてはさまざまなご意見をいただいておりますが、コンサルタント等契約においては、JVについては既に参加意思確認公募というのを導入しております、併せて特命補強での実施というのもコンサルタント選定委員会で検討するようにさせていただいております。

昨年度の委員会でご指摘を受けて、改めて機構内で目安としてはなかなか難しいところはあるのですが、人月の過半を占める場合は参加意思確認公募とし、二者しか応募できない部分の人月が半分未満、この場合はだいぶ小さいことが想定されますが、その場合は特命補強にすることで整理をしたいと思っております。

ただし、特命補強に相当する案件が出てきておらず、大きいほうにつきましては今、参加意思確認公募という対応をとらせていただいております。

併せて、また技術研修委託契約の二者応札・応募の中で、契約書上、経費の内訳が添付されておらず、業務の対価として計上されている直接人件費等の詳細が不明という案件がありました。それにつきましては価格の妥当性、業務の質の確保を十分精査、対外的に丁寧な説明をしていくようなご意見を出された中、本件は次年度調達もありますので、調達部より各部へ周知徹底を図っていきたいというふうに思っております。

前回ご指摘を受けた案件につきましても、現在そのプロセスにあるという形です。

以上が2.のご説明になります。

今までの監視委員会ですと、1.の個別点検ところが非常に多かったので、2.以降のところはあまりご議論の対象にならなかった部分もあるかと思っておりますので、皆さんのほうからもご意見をいただければというふうに思います。

JICA :

それでは、議題2につきまして、ご質問、ご審議のほうをよろしく願いいたします。

委員 :

ご質問はありますか、どうぞ。

委員 :

質問というか提案で、「1.(1)競争性のない随意契約」について、部長が口頭でご説明された研修が何件とか、何かそういう特性があるのであれば書いたほうがいいのではないかなと思いますし、これは全体の821件のうち11件しかやっていなくて、1.3%しかチ

チェックしていないみたいに、みたいにかどうか実際そうなわけですけど、その中で特性があって、ある一つのカテゴリになっているところはそれを類型化してやっているのであれば、そのような記載ぶりのほうが望ましいのではないかなと思います。ちょっとメモができなかったので、研修何件とかなんかおっしゃっていたようですが。

JICA :

研修が、技術協力研修 196 件、賃貸借契約が 154 件。

委員 :

賃貸借契約というのは、基本的には不動産なので随契にならざるを得ないという、そういうことですね。

だから、そういう内容の説明ぶりも必要なんじゃないかなと思います。

JICA :

はい、ご意見ありがとうございます。

次回以降、記載ぶりについても、内容が一定程度分かるものを明示したいというふうに思います。

委員 :

ほかにご意見はございませんか。

委員 :

今の意見と関連するのですが、抽出率 1.3% だけ書くと、抽出率が非常に低いんですね。これをどうやって抽出したかという点検の方法は、当然これは 100 件できるわけがないので、件数は妥当なんですけど、こういう合理的な手法に基づいてあらゆる案件がチェックの対象になりうる適正な手続きでやっていますというところを書かないと、全体の抽出件数だけで割合が何%というのは、たぶん説明すべきポイントが書かれていないんじゃないかなと私も思うので、そこを強調されたほうがいいのではないかなと思います。

JICA :

ありがとうございます。

3. 2018 年度の審議事項の確認

JICA :

はい、ありがとうございました。

それでは、議題 3 の 2018 年度の審議事項の確認につきまして、事務局からご説明申し上げます。

JICA :

議題 3 につきましては、2018 年度契約監視委員会審議事項（案）ということで、これにつきましては例年どおりの記載ぶりをさせていただいております。

今回が「2. 開催予定」の第 1 回に当たりまして、2 回連続一者応札・応募の点検（2017 年度及び 18 年度）、それと併せて参加意思確認公募となった契約（研修委託契約を除く）

の点検（2017年度）。ただし、今回該当はありませんでしたので、対象外になっています。併せて、先ほどの2017年度総括、2018年度審議事項の確認、並びにこれからご説明申し上げます調達等合理化計画の点検という形になっています。

2回目以降、9月・12月・2月ということで、計4回を予定させていただいています。ここの部分につきましては、例年と同様ということになります。

ただし、上記議題2の点検結果でも説明しておりますが、今年度の第2回目で、競争性のない随意契約の点検の回には、後続案件の受注者選定時における先行案件の収集情報の取り扱いについても、個別に扱っていきたいというふうに思っております。第2回のところに、2. に書かせていただいていますけれども、それが例年とは違う記載ぶりになっているということになります。

事務局からの説明は以上です。

JICA :

では18年度の審議事項につきまして、ご質問ご意見等をお願いいたします。

委員 :

確認なんですけど、この第4回のコンサルタント等契約及び研修委託契約の点検というときに、この研修委託契約の中にはこの参加意思確認公募も入った上でやるんですけど、そこちょっとすみません。参加意思公募から研修を全部除くって書いてあるんですけど、最後にやるのかという質問です。

JICA :

その通りです、はい。

委員 :

そうすると、その研修委託契約の中の参加意思公募のものとそれ以外のものという分け方をして、そこからこう抽出していくというそういう感じですかね。

JICA :

はい。

委員 :

もしそうであれば、そのように書いておいたほうがよろしいかと思って。

JICA :

これはたぶん前回は議論になった高速鉄道の案件のようなものが該当するのではないかと思います。

委員 :

でも、それは研修を除くところでやるんだよね。

JICA :

ええ、前回は第4回で、あれは参加意思ではなくて、一般競争（総合評価落札方式）でございましたので、一者応札・応募の点検として審議いただきました。

委員 :

私の質問は、第4回のこの研修委託契約の点検のところに参加意思公募というのが入るのかという質問です。

JICA :

はい、第3回が除いて、第4回で入りますので、ここを明記させていただきます。

委員 :

そうすると、しつこいですが、参加意思公募の決定意思部分とそれ以外という分け方で検討する、でもいいんですね。

JICA :

はい。

委員 :

はい、分かりました。

委員 :

ほかにご質問よろしいですか。

4. 調達等合理化計画（2017年度自己評価及び2018年度計画案）の点検

JICA :

はい、ありがとうございました。

それでは議題4の調達等合理化計画2017年度自己評価及び2018年度の計画案の点検につきまして、事務局からご説明申し上げます。

JICA :

非常に細かい字で書かせていただいているので読みづらい部分もあったと思いますが、ご容赦いただければと思います。

まず調達の現状と要因の分析になりますが、まず全体の傾向としましては運営費交付金の2017年度の予算執行が予定以上に前倒しされ、一部事業計画の見直し等の結果2017年度の件数及び金額は前年度に比べて大きく減っております。

表1で見させていただきますと、2016年度合計件数が3,871件、それに対して昨年度は3,196件。金額につきましても総合計で一番下の2016年度1,600億円に対して2017年度1,311億円。それで、特に大きく減っているところは、比較の増減の欄（一番右の欄）を見ていただくと分かる通り競争性のある契約のところで652件減っています。こちらのほうが3,050件から2,398件、金額ベースでは約300億の減になっております。

続いて、競争性のない随意契約の全体に占める金額・件数については、件数は減で、金額は微増という形になっております。ここでいうと23件減って、金額では3億円の増になっております。これにつきましては先ほどからお話にありました研修委託契約、特にJICAの開発大学院連携の関係で大学との委託契約が一部昨年度から増え出して、そこが影響している部分がございます。一者応札・応募は前年度からの契約の割合件数と金額ともに増

加しており、これは一つには大きなところでは JICA 内の各部業務主管システムの変更を現在行っておりというところで、JICA 全体のシステムの更新にかかる業務並びにインフラ関連の大規模案件が増えてきたということが影響しているものと推察されます。こちらのほうが 1 ページ目のほうのご説明になります。

併せて表 2 のほうで見ていただくと、合計でみると先ほどの説明どおり件数では 3,030 件から 2,378 件ということで、競争性のあるものについての件数が大きく減っており、金額も 300 億円近く減っているということが非常に大きな特徴となっています。

それで、下の表 3 のほうも同様のものを、実質継続契約を除くというところで見ただいても、継続契約を除いた部分においても 2,431 件から 1,798 件ということで 633 件案件数が減り、金額のほうも 402 億円減っております。ということで、昨年度後半にかけて公示自体が大体月 20 件程度ということで、それまで例年ですとひと月 70 件前後公示していたものが、年度後半に掛けて平均 20 件程度になっていったということで、そのあたりの影響が大きくなっています。

続いて (3) の下にあります表 4 2017 年度のコンサルタント等契約及び国内・在外契約の割合ということですが、コンサルタント等契約につきましては件数ベースで 688 件、金額では 798 億円と、その他の契約が 1,631 件 439 億円ということで、国内合わせて 2,300 件、金額ベースで 1,200 億円程度になっております。在外契約が 877 件と件数は多いんですが、金額は 74 億円程度、すべての合計で 3,196 件 1311 億円となっております。

以上が調達の現状と要因の分析というところ です。

続いて 2017 年度の合理化計画の取組状況と自己評価結果について、主要な点だけを申し上げさせていただきたいと思いますが、まず契約監視委員会での取組は議題にてご報告させていただいたとおり、年 4 回の取組をさせていただきました。併せて、4 ページ目の下のほう (2) の 1)、2) に書いてありますが、コンサルタント等契約の消費税の一部非課化の検討を 2017 年度進めました。これにつきましては、この 2018 年 5 月から導入しております。これによって消費税の役務を主体とする契約は国の内外区分をして、海外での役務提供の部分について消費税の節約ができるような状況になっております。

続いて 3 点目としましては、競争性・公正性向上に向けてのアクションプランの実施及び成果総括の実施ということで、電子データで、委員の方々にお送りさせていただいておりますが、2013 年ぐらいですか 5 年ほど前に検討した結果のアクションプランということでとりまとめたものがありまして、それについて過去 5 年間どんな取組をやってきたのか、その総括を昨年度実施し、今年度 5 月にホームページにアップしております。

続いて、5 ページ目 2) の (イ) にありますが、草の根技術協力について、調達能力の向上等々というのもありということで、これまで試行期間として幾つかの国内機関の契約実務を調達部で担っておりましたが、それにつきましては今年度の新規案件から全て調達部で一括管理をすることで、調達制度をより安定したものとしていきます。手続き面、制度面での効率化、実施体制の改善等を含め、国内機関では案件形成と実施管理を主として、

契約に関わる部分については調達部で対応するというような体制を取らせていただいております。

続いて、その他の部分になりますが、外部コンサルタント等との関係におきまして、4ページ目の中ほど4) その他の(イ)の女性のエンパワーメントとジェンダー主流化推進計画に書かせていただいておりますが、女性及びその他介護・育児されている方を含め、いろんな方に国際協力に参加していただける機会を増やそうということで、一つは、「えるぼし認定」という認定を受けた法人は評価することを明示、もう一つは、一つの業務を二人でやるような形で、業務の区分をあまりしない仕組みの導入も今検討して導入することとなっております。

最後に6ページ目のところの2) 契約の透明性向上に向けた取みの(エ)のところですが、調達部に苦情相談窓口を設置し、何等かのコンプライアンス上の問題等あったときに、直接調達部にご意見をいただくような体制を取らせていただきました。それらの取組を踏まえ、6ページの下の方(4) 自己評価結果ということでまとめさせていただいております。

まず上段の第1段落のところは昨年度の予算状況について記載をさせていただいておりますが、今年度2018年度におきましては予算状況を踏まえた適切な管理のための支援、職員等への能力向上を調達部として取り組んでいきたいということを決意表明しております。

7ページ目にまいりまして、競争性の向上に向けた取組を継続的に実施。この部分につきましては、いままで強化してきた競争性のある契約における一者応札・応募の割合は、件数ベースでは31.9%ということで、昨年度2016年度の29.9%に対して2%悪化しております。ただし、一定の競争性は維持したと認識しております。また、契約監視委員会をはじめとする契約の点検、情報の公開、契約実務の適正化、効率化への取組も計画どおり実施しました。しかし、実績としては競争性のない随意契約や一者応札の数値の横這いから微増ということで、大きな改善はみられなかったということは事実としてあります。そのため、2017年度の調達等合理化計画は一定の目的では達成したとの認識ではありますが、コンサルタント等契約につきましては今後も機構外からも高い関心を持たれていることもあり、契約の競争性の向上と質の確保をキーワードに、今後もさらなる取組をしていきたいと思っております。

続いて、2018年度において重点的に取り組む分野ということで、7ページの3. からですが、主要なところとしては繰り返しになりますが2点。1)、2)で書かせていただいておりますが、予算執行状況を踏まえた調達業務の適正な実施並びに経験、知見別の職員等への研修と、在外・国内拠点への支援の強化という2点を挙げさせていただいております。

1点目につきましては、今年度も引き続き公示ベースで見ますと厳しい状況にありということで、4月、5月と10数件程度の公示実績になっております。こちらも計画の見直し等をし、一定以上状態に戻るよう調達部としても組織に貢献するような取組を強化していきたいと思っております。

併せて職員等における研修は、今、本部の管理職担当者、特にコンサルタント選定等契約に携わるもの、また在外拠点も 196 箇所程度ございますが、そちらへの調達支援、それと国内拠点、こちらも調達関連情報、今四半期に 1 回調達支援セミナー等をやっていますが、それに加えて巡回指導等を強化して行って、国内外とも調達に対する能力の向上を図っていききたいというふうに考えています。併せて昨年度から導入しました WBT コンピュータによる各種スキームの勉強についてもいくつか導入させていただいて、それについても今年度徹底を図っていききたいなというふうに思っています。

それと、最後になりますが、関係各所から関心が高いコンサルタント等調達制度につきましては、今年度いくつかの活動を想定しています。

まず 1 点目として、7 ページ目の (2) の 2) 参加者拡大のための取組として、海外企業・外国籍人材・若手日本人人材の活用検討、ダイバーシティ推進を促進するための制度の導入と円滑な運用ということと、7 ページ目の一番下、技術評価の強化と価格要素バランスの確保これが 2 点目。そして、3 点目としましては、8 ページ目のほうの 5) 本邦コンサルタントの国際的な競争力強化に向けた取組の検討等、こういったものを主体に今年度も制度の改善を含め検討を行っていききたいというふうに考えています。

以上こちらからの説明になります。

JICA :

それでは、議題 4 につきまして、ご質問・ご意見等をお願いいたします。

委員 :

よろしいですか。読み方を教えていただきたいんですけど、この 7 ページの「3.2018 年度において重点的に取組分野」の後に、(【】は評価指標) っているじゃないですか。で、それぞれの項目の後に、例えば (1) 1) であれば、【検討・実施結果】、その下 2) も【検討・実施結果】。例えば、(2) の 3) の下は【実施結果】とあるんですけど、この検討・実施結果が評価指標だとか、実施結果が評価指標だとか、あるいは契約委員会の点検件数が評価指標・・・とあるんですけど、この中身がどういうことなのか。つまり、重点的に取組分野としてこの項目を挙げて、それがどの程度適正に取り組みられたかということの評価指標は、この【】内で見ますよという意味だとすると、そもそも契約委員会の点検件数は何件点検しましたが、その数字が評価指標になるのかということだとすると、それ本当に適切なのかなって思いますし、それから、【検討・実施結果】が評価指標なのと【実施結果】が評価指標なのって、どこがどういうふうに違うんですかというのが、この記載からは分からないと思うんですよね、その点をご説明いただきたいんです。

それで、契約監視委員会の点検件数と書いてありますけど、例えば (2) の「1) 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組」を例にとりて申し上げれば、「契約監視委員会での審議とかチェックが、この 1) の取組に寄与したか？」という意味で評価するのであれば、本来は、その契約監視委員会の審議の結果、講じられた対応策の件数、その内容、およびこれにより競争性の観点から、どのような改善が成されたか。これが本来、評価指

標であるはずだと思うんですね。それが単純に契約監視委員会の【点検件数】が評価指標ですというのは、非常に強い違和感があって、そうすると件数が多いか少ないか、前年比どうだったのかというところで評価するんですかという気がするものですから、形式的な字面だけじゃなくて、もう少し中身に工夫をした、実際改善するには、どういうことを考えなきゃいけないのかということに踏み込んだ記載にしないと、前年の反省も踏まえて、あるいは原因分析を踏まえて、次年度はこういうことをやるのかというのが、全然感じられないように思うので、この内容をちょっとご説明いただきたいと思います。

JICA :

この言葉の使い方ですが、方向性をこれから検討して、今年度実施していくものについては、【検討・実施結果】という記載ぶりを、現段階においては、検討で終わる可能性があるものについては、【検討結果】という形で書かせていただいています。また、【実施結果】については、一応検討して、方向性がある程度固まっているものを実施するという形で記載ぶりを変えさせていただきます。

それで、定性的なものと同定量的なものがある関係で、委員からのご指摘の通り、定量的なものをいくつか設けるということで、契約監視委員会の点検件数というような形で、そこは定量的なものとして書かせていただいております。ただし、そこで出てきたご意見等につきましては、機構の契約の実務の中において、改善を図っていくということで、ご提言いただいた、例えば、外国の安全対策アドバイザーの件等については、そういったような形でご報告さしあげて、きちっと改善を図っていくということで整理をさせていただきたいと思っております。確かに契約監視委員会での点検件数というと、数だけになってしまって、コンサルタント選定委員会での外部審査案件もそうですけども、そこで出てきたご意見・コメント等を受けて、制度の改善なり、それ以降の調達方法の改善というのは、これは日々の業務だと我々は考えておりますので、出てきたものについて、今日も報告させていただいたような形で、こういった方向性で今後検討させていただきますとか、導入させていただきますというところで整理をさせていただければと思っております。

ただ、ご指摘の通り、もう少し分かりやすい書き方があるのではないかとこの部分については、再精査させていただければと思っております。

委員 :

今、委員がおっしゃったのは、契約監視委員会の点検の件数だけ指標に持って来ても、この競争性の向上とか質の確保というのを表していないのではないかとこのご提案だったと思っております。

契約監視委員会って、わざわざこの1件だけを集中してチェックしているわけじゃなくて、それを通じて、例えば改善提案をして、それで競争性の向上と質の確保に向けて、それをやっていただくために議論しているものだから、そこも記載した方が良いのではないかとこのご提案だと思うので、そこはそういう工夫をされたらいいんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

JICA :

定性的な指標として。

委員 :

定性的にもそうだし、件数について、例えばこういう提案が何本もあって、何本やって、その内、定性的にはこういうものでしたとか、その書き方があると思うんですけど、という提案だと私は理解しているので。

委員 :

定量的な指標というのは、分かりやすいというのは、理解できるんですけど、契約監視委員会を年に4回やって、時間にも限りがあるんです。

件数というのは、当然限りがあって、その件数が「前年に比べて3割増えましたね」ということで、今年はよくやりました」であるはずがないんです。

だからそれは、定量的な基準を入れようとする自体が無意味だと思うんです。

それから、ちょっと厳しい言い方になりますけど、この評価指標はそういう意味ですという先ほどのご説明は、この文章を読んで分かる人いないと思うんですよ。その【検討・実施結果】と【実施結果】どう違うのかというのは、見ても分からないと思うので、やっぱり読んだ人が何をやろうとしているのか、というのがきちんと適切に伝わらないと、こういうものをつくる意味がないじゃないと思うので、そういう観点で本当にこの評価指標が合理的な評価指標なのかという発想でチェックをしていただきたいというのが意見です。

JICA :

分かりました。

今回、ここについて、こういった議論の時間を持たせていただいたのは、そういう点もあるのかなと私自身が思っておりまして、委員からもご意見いただいた部分で、内容が何を意味するのか、追記させていただきたいと思います。

併せて契約監視委員会に出てきたものの提言を事例なりなんなりで整理をして、どういったものがその後の検討対象になったのか、その後の改善の方向性として、調達制度に組み込まれたのか、記載ぶりも含めて、成果に入れさせていただくということによろしいでしょうか。

委員 :

よろしいですか、他に質問は。

JICA :

ありがとうございました。

それでは最後に、事務局のほうからお知らせ事項が1点ございますので、ご説明させていただきます。

JICA :

今日は本当にありがとうございました。昨年度の第4回の委員会で、提案さしあげた契約監視委員会の委員の任期についてご報告申し上げたいと思います。本件につきましては、

みなさま方のいろいろなご意見をいただいた中、当方の考え方をご説明し、その後、外務省にも相談をし、5年間、1年の契約の5回の継続（最大4回更新）ということで、整理をさせていただきました。今年度、これからその制度を導入し、5年を上限として1年の契約の5回という形で、委員の先生方にはご協力のほうをお願いしたいと思います。以上です。

JICA :

一番最初の議題のうちの一番最初の案件ですけれども、ここについては、いろいろ意見ございましたが、資格要件の書きぶり等々については、次回修正をする、あるいはセミナーをする等々して、応札者を多くするという努力を引き続きさせていただければと思います。

あと、よこはまプラザの運営管理、開発教育については、これは解決策の提案内容を見直して、費用も考慮をしながら分割化も一つありますし、あと、一部例として出されました内製化もあるのかもしれませんが。そのあたりを再整理して検討させていただきたいと思えますし、あと、質の確保ということでは、現在外部の有識者の体制を組んでおりますけれども、それを活かしつつ、質の確保をさせていただければと思います。

あと、2番目の監視委員会の活動状況ですけれども、ここについては、口頭にて説明をさせていただいた競争性のない随意契約の中には、研修とか賃貸契約とか、そういったものもございますので、そういったものをしっかり記載をした上で、どうやってこの数パーセント、非常に少ない数字であります、どうやって抽出したのかという、その合理性をしっかりと分かるような形で記載をしたいと思えます。

あと、3番目の2018年度の審議事項の確認ですけれども、一番最後の第4回の研修委託契約。そこについては、参加意思確認公募を入れた上で、第3回と分けてちゃんと点検ができるような形に記載をしたいと思えます。

最後の2018年度調達等合理化計画については、今ございましたとおり、定量的な手法、ある意味、無理くりつくるというよりも、むしろ審議結果によって改善された内容、そこをしっかりと記載をするといった意味のある内容を記載できるような形で我々も工夫をしたいと思えますので、またそこも検討させていただければと思います。

承った意見、拾えていない部分もあるかと思えますけれども、そういった点を重点に考えさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

JICA :

ありがとうございました。それでは、今回の契約監視委員会をこれにて終了させていただきます。お忙しいところどうもありがとうございました。

以上

別添資料 :

1. 2回連続一者応札・応募案件リスト_テーマ別（2017年度及び2018年度契約）
2. 契約監視委員会の活動状況について－2017年度総括－

3. 2018年度契約監視委員会審議事項
4. 2018年度調達等合理化計画

2018年度第1回契約監視委員会:2回連続一者応札・応募案件リスト_テーマ別(2017年度及び2018年度契約)

資料1

テーマ	No.	資料 No.	契約件名	担当部署	調達種別	年度	契約締結日	契約終了日	契約方法	契約相手方	契約金額 (円)	契約委員会 での審議
1. 事業支援 (一般業務支援)	1	1	2017-2019年度円借款事業に係る 調達関連書類一次チェック業務 (ロットC)	インフラ技術業務 部調達監理課	各種業務委託	2015	2015年4月1日	2017年4月30日	一般競争入札 [総合評価落札方式]	(ロットA) SGSジャパン株式会社 (ロットB) 一般財団法人 日本国際協力システム	(ロットA) 117,445,626 (ロットB) 174,409,200 (2年1ヶ月分)	2016年度 第1回
						2017	2017年4月3日	2020年4月30日	一般競争入札 [総合評価落札方式]	一般財団法人 日本国際協力システム	62,726,400 (3年1ヶ月分)	
2. 国内機関 運営管理関連	2	1	2018年度JICAよこはまプラザ 運営管理/開発教育支援業務	横浜国際センター 市民参加協力課	各種業務委託	2015	2015年10月1日	2018年3月31日	不落随意契約	公益社団法人青年海外協力協会	87,100,000 (2年6ヶ月分)	-
						2018	2018年4月2日	2019年3月31日	一般競争入札 [総合評価落札方式]	公益社団法人青年海外協力協会	32,394,600 (1年分)	

一者応札・応募事案フォローアップ票(2016年または2017年度分)

法人名	独立行政法人国際協力機構	
案件番号	1	
契約の件名及び数量	2017-2019年度円借款事業に係る調達関連書類一次チェック業務(ロットC)	
契約金額	62,726,400 円	
契約締結日	2017年4月3日	
契約期間	2017年4月3日～2020年4月30日	
契約の相手方の商号又は名称等	一般財団法人日本国際協力システム	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)	
関心表明者数(資格申請者、説明会参加者等)	1社	
公告期間	35日間	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	<ul style="list-style-type: none"> ・前契約では2ロットだったものを3ロットに分割し、ロットAとロットBは英語のみの業務として、ロットCを仏語・西語の業務とした。 尚、ロットA・ロットBについては、複数社からの応募があった。 ・業務量の見通しを立てやすくするため、同時期の最大作業件数の見込みを明記した。 ・現地授受拠点は設けないこととした。
②入札説明会の開催	×	
③業務等準備期間の十分な確保	○	公告開始を前契約よりも1か月前倒した。
④公告期間の見直し	○	通常の契約では2週間程度の公告期間を、本契約では35日とした。
⑤公告周知方法の改善	×	
⑥業者選定方式の見直し	×	
⑦業者等からの聴き取り	○	候補企業に対し、聴き取りを実施した。
⑧事前の応募勧奨	○	候補と考えられる6社に応募勧奨を行った。
⑨過去の契約監視委員会での指摘事項	○	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「業務量の見通しを立てやすくすべき」との指摘に対し、上述①のとおり、同時期の最大作業件数の見込みを明記した。 2. 「応募勧奨を行っていくべき」との指摘に対し、上述⑧のとおり、応札候補と考えられる6社に応募勧奨を行った。 3. 「企業の本業務に関する専門性強化を支援すべき」との指摘については、円借款調達ガイドラインや標準入札書類にかかるセミナーを企業向けに実施してきた。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		

1. 過去に実施してきた以下の改善策を次回契約の際にも継続する。
 - ・公告開始を前倒しする。
 - ・公告期間を長めに確保する。
 - ・6社以上に応募勧奨を行う。
 - ・同時期の最大作業件数の見込みを明記する。
 - ・現地授受拠点は設けない。
2. 「法律/基準等との合規性を確認する業務(監査・検査業務等を含む)」を資格要件から除外する。
3. 業務従事者を2名とする(本契約では3名)。
4. 外部向けの研修を強化し、企業における本業務に必要な知見を向上させる。

契約監視委員会のコメント

法律との合規性ではなく、ガイドライン等の基準との整合性を確認する業務として業務指示をする。
ガイドライン等の基準をさらに広く知らしめる工夫をする。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

同上。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

不破邦俊委員長、関口典子委員、木村琢磨委員、中久保満昭委員、乾英二委員

一者応札・応募事案フォローアップ票(2017年または2018年度分)

法人名	横浜国際センター	
案件番号	2	
契約の件名及び数量	2018年度JICAよこはまプラザ運営管理/開発教育支援業務	
契約金額	32,394,600	
契約締結日	2018年4月2日	
契約期間	2018年4月2日～2019年3月31日(1年間)	
契約の相手方の商号又は名称等	公益社団法人青年海外協力協会	
入札及び契約方式	一般競争入札[総合評価落札方式]	
関心表明者数(資格申請者、説明会参加者等)	1	
公告期間	32日間	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	企画展示回数を減らし、業務の一部を直営化するなど全体の業務量を見直した。
②入札説明会の開催	○	業務内容説明会を開催。
③業務等準備期間の十分な確保	○	入札会後、業務開始までの期間を2週間から4週間に延長。
④公告期間の見直し	○	14日間から32日間に延長。
⑤公告周知方法の改善	○	ホームページ掲載に加え、参入が予想される業者に幅広くPRを行った。
⑥業者選定方式の見直し	×	
⑦業者等からの聴き取り	○	
⑧事前の応募勧奨	○	応札候補と考えられる5者に応募勧奨を行った。
⑨過去の契約監視員会での指摘事項 ()	-	-
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
①業務内容を分割して、複数者が応募できる内容とする。 ②分割方法については、今回ヒアリングを行った企業を含め5者以上からヒアリングを行い、分割方法を検討する。 ③今回ヒアリングを行った企業を含め5者以上に応募勧奨を行う。 ④履行期間を1年から複数年となるように見直す。		
契約監視委員会のコメント		
業務内容が広範にわたることが一者応札となった最大の原因と考えられるため、今後は業務内容を分割するなどの工夫が必要。 (法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) 同上。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
不破邦俊委員長、関口典子委員、木村琢磨委員、中久保満昭委員、乾英二委員		

契約監視委員会の活動状況について
－2017 年度総括－

1. 主な審議事項と点検の方法

(1) 競争性のない随意契約

2016 年度に新規締結した競争性のない随意契約全件を 14 の調達種別¹に分類分けしたうえで、契約内容、契約金額及び分野の多様性を考慮しながら、各委員の視点で抽出された 11 件に対し、点検を行った。(第 2 回)

2016 年度全契約件数	3,871 件
競争性のない随意契約	821 件
抽出件数	11 件
	(抽出率 1.3%)

(2) 一者応札・応募

- 1) 2016 年度に 2 回連続一者応札・応募となった契約 25 件のうち、17 件の個別点検を実施した(残り 8 件は 2016 年度中に点検済)。また、2017 年度に 2 回連続で一者応札・応募となった契約の一部 16 件について点検を行った(第 1 回及および第 3 回)。そのため、2017 年度の委員会において点検を行った案件数は、33 件になる。

2016 年度全契約件数	3,871 件
一者応札・応募件数(コンサル・研修除く)	198 件
2 回連続一者応札・応募に該当する件数	25 件
	(該当率 12.6%)

- 2) 2016 年度に一者応札・応募となったコンサルタント等契約(286 件)及び研修委託契約(243 件)全件について、分野、スキーム及び調達方法をもとに分類したリストの中から、各委員の視点で抽出した 10 件(コンサルタント等契約 6 件、研修委託契約 4 件)につき、個別点検を実施した。(第 4 回)

2016 年度全契約件数	3,871 件
一者応札・応募件数(コンサル・研修)	529 件
抽出件数	10 件
	(抽出率 1.9%)

- 3) 2016 および 2017 年度の参加意思確認公募の契約(5 件)全件について、個別

¹内訳(調達種別)は次の通り: コンサルタント等契約(21 件)、システム関連(開発・運用・保守)(55 件)、ローカルコンサルタント(92 件)、各種業務委託(196 件)、技術協力研修(132 件)、建物管理・保守(2 件)、光熱水料・通信費(28 件)、工事(建設、土木も含む)(15 件)、情報提供サービス(40 件)、製造(印刷製本含む)(4 件)、賃貸借(家賃)(154 件)、賃貸借(物品)(12 件)、物品購入(65 件)、その他(5 件)

点検を実施した。(第1回および第3回)

2. 点検の結果

(1) 競争性のない随意契約

個別点検対象となった契約11件は、概ね妥当。

- 個人アドバイザー契約に関し、必要性の検討と共に、個人に対して情報提供や各種調整等を依頼するのは、契約だけではなく、謝金払いという別の方法もあり、単価等比較をした上で、その切り分けを明確にすべき。

また、昨年度審議対象となった在外事務所における安全対策アドバイザー契約について、現役公務員との契約であることにより生じ得る法的リスクに鑑み、退職者や法人等へ切替える方向で検討を進める。

- コンサルタント等契約において先行調査・業務(詳細設計業務等)がある場合、先行調査・業務の中間成果品に相当するデータや、受注者のノウハウ等を可能な限り共有することで、競争に付す可能性を検討すべき。

(2) 一者応札・応募

1) 2回連続で一者応札・応募となった契約

個別点検対象となった契約33件は、概ね妥当。

- 2回連続して同じ者と契約する場合は、価格の妥当性の検証、質の担保およびそこに至るプロセスの透明性・合理性について、引き続き確保すべき。
- 選定時の配点について、過去の類似業務経験に対する配点が高いことが新規参入を阻害している一因になっていると思われるところ、競争性向上を図るため、技術評価の配点部分の見直しを検討すべき。
- 法人格を有していない任意団体との契約について、入札公告における入札条件の記載が不明確であるため、整理すべき。

2) コンサルタント等契約

個別点検対象となった契約6件は、概ね妥当。

- 通関電子システム等の特殊な技術が必要、かつ、共同企業体(以下「JV」)組成が必要な場合、特定の一者しか対応できない部分とその他部分で調達を分割し、その他部分のみを競争に付すべきとの意見が出された一方、共同で行う業者が競争で別々に選ばれるのは業務上非効率のため、結果的に一者応札になったとしても一体での競争にすべきとの意見に別れた。これを受けて、特定の一者しか対応できない部分の比率等で調達方法を選択する方向で考え方を整理、次年度本委員会にて報告予定。

3) 技術協力研修委託契約

個別点検対象となった契約4件は、概ね妥当。

- JVの切り分けに関して、上記2.(2)2) コンサルタント等契約と同様の指摘あり。
- 契約書上、経費の内訳が添付されておらず、業務の対価として計上されている直接人件費等の詳細が不明であった案件があり、今後は経費の明細書

を添付すると共に、価格の妥当性、業務の質の確保を十分精査、対外的に丁寧な説明をしていくよう意見が出された。

4) 参加意思確認公募

個別点検対象となった契約5件は、概ね妥当。

- 参加意思確認公募の調達方針における理由の記載が不明確なケースがあるため、特命随意契約同様、「契約相手方が特定者に限定される」とする明確な説明を記載すべし。

3. 2017年度審議/報告事項

開催時期	審議/報告事項
第1回 (6月15日)	<ul style="list-style-type: none">・ 2016年度の総括/2017年度の審議事項の確認・ 一者応札・応募(2016年度に2回連続一者応札・応募となった7テーマ契約13件の点検)・ 参加意思確認公募(2016年度契約1件の個別点検)・ 2017年度調達等合理化計画及び2016年度自己評価結果の点検
第2回 (9月20日)	<ul style="list-style-type: none">・ 競争性のない随意契約の点検(2016年度の競争性のない随意契約のうち、11件の抽出点検)
第3回 (12月11日)	<ul style="list-style-type: none">・ 一者応札・応募/総務省指示事項(2016および2017年度に2回連続一者応札・応募となった5テーマ契約20件の点検)・ 参加意思確認公募(2016および2017年度契約4件の個別点検)・ 2017年度上半期の契約実績(随意契約、一者応札・応募)
第4回 (3月2日)	<ul style="list-style-type: none">・ コンサルタント等契約及び研修委託契約の点検(2016年度に一者応札・応募となった契約のうち、10件の抽出点検)・ アドバイザー型契約について・ 2018年度審議予定の確認

4. 委員

不破 邦俊 公認会計士
関口 典子 関口公認会計士事務所(公認会計士)
木村 琢磨 千葉大学大学院社会科学研究院(教授)
中久保 満昭 あさひ法律事務所(弁護士)
乾 英二 国際協力機構 監事

(敬称略)

以上

2018年6月14日
独立行政法人国際協力機構

2018年度契約監視委員会
審議事項

1. 審議対象事項

(1) 競争性のない随意契約の点検

- 競争性のない随意契約（2017年度）の点検（任意抽出）

(2) 競争性の確保（一者応札・応募の点検）

- 2回連続で一者応札・応募となった契約の点検（2017年度及び2018年度）
- コンサルタント契約のうち一者応札・応募となった契約の点検（任意抽出）（2017年度）
- 研修委託契約のうち一者応札・応募となった契約の点検（任意抽出）（2017年度）
- 参加意思確認公募となった契約（研修委託契約を除く）の点検（2017年度及び2018年度）

(3) 各種報告

- 調達等合理化計画（2017年度自己評価及び2018年度計画案）
- 契約実績（随意契約、一者応札・応募実績）

2. 開催予定

開催予定 (時期の目安)	審議／報告対象事項
第1回 (6月14日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2回連続一者応札・応募の点検（2017年度及び2018年度） ・ 参加意思確認公募となった契約（研修委託契約を除く）の点検（2017年度）：但し、今回該当なし ・ 2017年度の総括／2018年度の審議事項の確認 ・ 調達等合理化計画（2017年度自己評価及び2018年度計画案）の点検
第2回 (9月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争性のない随意契約の点検（2017年度） ・ 後続案件の受注者選定時における先行案件の収集情報の取扱い
第3回 (12月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2回連続一者応札・応募の点検（2017年度及び2018年度） ・ 参加意思確認公募となった契約（研修委託契約を除く）の点検（2017年度及び2018年度） ・ 2018年度上半期の契約実績（随意契約、一者応札・応募）
第4回 (2月下旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一者応札・応募の点検（コンサルタント等契約及び研修委託契約（参加意思確認公募含む））の点検（2017年度） ・ 2019年度審議事項（案）の確認

以上

2018年度独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、以下2.の2017年度の調達等合理化計画のレビュー、及び以下1.の現状を踏まえ、以下3.のとおり、2018年度独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画を定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 機構における2017年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は3,196件、契約金額は1,311億円である。また、競争性のある契約は2,398件(75.0%)、1,170億円(89.3%)、競争性のない契約は798件(25.0%)、141億円(10.7%)となっている。競争性のない契約の年度ごとの全体に占める割合は前年度と比較して、件数(3.8pt)、金額(2.1pt)共に増加しているものの、件数自体は減、金額は微増となっている。2017年度に競争性のない随意契約の割合が増加した要因としては、機構の「2017年度経営戦略」において、主な重要課題の一つに、「多様化、複雑化する開発課題の解決を担う人材を育成するとともに、我が国との信頼関係強化のため、親日・知日派の育成を念頭に置きつつ、留学事業等を拡充」することを挙げ、大学の学位課程への就学による研修を実施する大学との研修委託契約を大幅に増加させたことによるところが大きい。但し、これらの要因を考慮しても、近年の継続的な削減努力にもかかわらず競争性のない随意契約の微増傾向が続いており、個々の契約ごとの必要性の確認をより慎重に進めていく必要がある。

表1 2017年度の国際協力機構の調達全体像

(単位: 件、億円)

	2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	379 (10.1%)	170 (13.9%)	369 (9.8%)	216 (17.0%)	371 (10.1%)	214 (16.4%)	387 (10.0%)	220 (13.8%)	283 (8.9%)	142 (10.8%)	△ 104 (△ 26.9%)	△ 78 (△ 35.5%)
企画競争・公募	2,701 (72.0%)	841 (69.0%)	2,704 (72.0%)	955 (75.3%)	2,607 (71.0%)	984 (75.6%)	2,663 (68.8%)	1,241 (77.6%)	2,115 (66.2%)	1,028 (78.4%)	△ 548 (△ 20.6%)	△ 213 (△ 17.2%)
競争性のある契約(小計)	3,080 (82.2%)	1,011 (82.9%)	3,073 (81.9%)	1,172 (92.3%)	2,978 (81.1%)	1,198 (92.0%)	3,050 (78.8%)	1,462 (91.4%)	2,398 (75.0%)	1,170 (89.3%)	△ 652 (△ 21.4%)	△ 292 (△ 20.0%)
競争性のない随意契約	669 (17.8%)	209 (17.1%)	680 (18.1%)	97 (7.7%)	694 (18.9%)	104 (8.0%)	821 (21.2%)	138 (8.6%)	798 (25.0%)	141 (10.7%)	△ 23 (△ 2.8%)	3 (2.2%)
合計	3,749 (100%)	1,220 (100%)	3,753 (100%)	1,269 (100%)	3,672 (100%)	1,302 (100%)	3,871 (100%)	1,600 (100%)	3,196 (100%)	1,311 (100%)	△ 675 (△ 17.4%)	△ 289 (△ 18.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、2017年度の2016年度伸率である。

(2) 機構における2017年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は1,160件(48.8%)、契約金額は774億円(67.1%)である。前年度と比較して、年度ごとの全契約における一者応札・応募による契約の割合は、件数(4.9pt)、金額は(4.2pt)共に増加している。理由は、主に、件数については、例年同様、多くを参加意思確認公募で行っている研修委託契約が半数近くを占めていること、また、金額については、機構内の各部業務主管システムを刷新、2019年度前半までに整合・統一化を図るべく、各部次期システムの設計・開発に係る調達が増えたこと、質の高いインフラ輸出等の政府方針に適時かつ迅速に対応するため、公

示時期の平準化等の対応が困難で、かつ鉄道案件をはじめその大部分が極めて大規模な案件であったことによるものである。

表2 2017年度の国際協力機構の二者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	比較増△減
2者以上	件数	1,744 (56.9%)	1,719 (56.3%)	1,621 (54.7%)	1,699 (56.1%)	1,218 (51.2%)	△ 481 (△ 28.3%)
	金額	479 (48.2%)	521 (45.1%)	549 (46.3%)	534 (37.1%)	381 (32.9%)	△154 (△ 28.8%)
1者	件数	1,320 (43.1%)	1,335 (43.7%)	1,342 (45.3%)	1,331 (43.9%)	1,160 (48.8%)	△ 171 (△ 12.9%)
	金額	515 (51.8%)	633 (54.9%)	635 (53.7%)	905 (62.9%)	774 (67.1%)	△131 (△ 14.5%)
合計	件数	3,064 (100%)	3,054 (100%)	2,963 (100%)	3,030 (100%)	2,378 (100%)	△ 652 (△ 21.5%)
	金額	994 (100%)	1,154 (100%)	1,184 (100%)	1,439 (100%)	1,155 (100%)	△284 (△ 19.7%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、2017年度の対2016年度伸率である。

(注4) 不落随意契約(2017年度:20件、15億円)を含まない(そのため表2の「合計」と表1の「競争性のある契約(小計)」は一致しない)。

さらに、上記二者応札・応募状況のうち、実質継続契約を含まない二者応札・応募の状況は表3のようになっており、契約件数は574件(31.9%)、契約金額は443億円(53.7%)である。

なお、表1~3いずれも件数、金額の比較増減(2017年度の対2016年度伸率)が大きく減少している理由は、運営費交付金事業の2017年度予算執行において継続案件の規模が膨らんだ結果、当初の事業計画を一部見直し、2017年度年度後半実施予定であった新規案件を次年度以降に延期する等対策を講じたことによる。

表3 2017年度の国際協力機構の二者応札・応募状況(実質継続契約除く) (単位:件、億円)

		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	比較増△減
2者以上	件数	1,760 (71.2%)	1,725 (72.4%)	1,628 (70.6%)	1,704 (70.1%)	1,224 (68.1%)	△ 480 (△ 28.2%)
	金額	496 (62.2%)	522 (57.6%)	550 (55.4%)	535 (43.6%)	382 (46.3%)	△153 (△ 28.6%)
1者	件数	713 (28.8%)	659 (27.6%)	679 (29.4%)	727 (29.9%)	574 (31.9%)	△ 153 (△ 21.1%)
	金額	302 (37.8%)	385 (42.4%)	442 (44.6%)	691 (56.4%)	443 (53.7%)	△248 (△ 35.9%)
合計	件数	2,473 (100%)	2,384 (100%)	2,307 (100%)	2,431 (100%)	1,798 (100%)	△ 633 (△ 26.0%)
	金額	798 (100%)	907 (100%)	993 (100%)	1,226 (100%)	824 (100%)	△402 (△ 32.8%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、2017年度の対2016年度伸率である。

(注4) 不落随意契約(2017年度:20件、15億円、うち、2者以上:6件、1億円、1者:14件、14億円)を含む(そのため、表2の「2者以上」と表3の「2者以上」、また、表2で「1者」に含まれている実質継続契約(2017年度:600件、35億円)を除いた表3の「1者」の小計はそれぞれ一致しない)。

(3) 開発途上国において事業を展開するため、以下のような業務については競争参加者の数があまり多くなく、競争性が限定される場合がある。なお、表4のとおり、国内契約の中ではコンサルタント等契約が金額ベースで約64.5%を占めている。

- 1) 治安に懸念のある国での業務
- 2) 市場や制度等が未整備である国における業務
- 3) コンサルタントの供給が限定的な分野における業務
- 4) 災害復興対策等に係る極めて緊急性の高い業務
- 5) 極めて特殊性・専門性の高い業務
- 6) 日本のリソースを集結して臨むべき大規模業務(例:高速鉄道等)

表4 2017年度のコンサルタント等契約及び国内・在外契約の割合 (単位:件、億円)

		件数	金額
国内契約	コンサルタント等契約	688 (21.5%)	798 (60.9%)
	その他の契約	1,631 (51.0%)	439 (33.5%)
在外契約		877 (27.4%)	74 (5.6%)
合計		3,196 (100%)	1,311 (100%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) コンサルタント等契約:独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条に規定する業務の効率及び効果を高めるため、主に海外で実施される業務について、高度な専門的知見を有する民間の企業、大学、団体、個人等から役務の提供を受ける契約

(注3) 在外契約:在外事務所等が事務所所在国において主に現地企業等と締結する契約。

2. 2017年度合理化計画の取組状況と自己評価結果

(1) 契約の競争性の拡大のための取組

1) 一者応札・応募の削減に向けた契約監視委員会での取組

3回(第1回、第2回及び第4回)の契約監視委員会において、2回連続で一者応札・応募になった2016及び2017年度契約33件の点検、2016年度に一者応札・応募となったコンサルタント等契約及び研修委託契約計10件の抽出点検を行い、調達方法や契約内容等に関しおおむね妥当との見解を得たが、案件の特性による業務の分割や発注規模拡大等の工夫の検討、仕様書の精度向上、説明会開催等の応募勧奨拡大等の審議結果を踏まえて(詳細は別添のとおり)、同結果を機構内で周知するとともに、これらの取組を継続して実施した。

2) 「競争性・公正性向上に向けてのアクションプラン」の実施及び成果の総括

「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(2010年12月7日閣議決定)において、機構のコンサルタント等契約についてより競争性・公正性を高めるための見直しが求められたことを踏まえ、コンサルタント等契約に関する「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づく以下の取組を継続した。また、同アクションプラン策定以降の成果を取りまとめ、Web上等で公表し、外部からのコメントを取付中。2018年度中に完成・公表予定。

(ア) 応募者拡大のための取組

- ガイドラインの周知:コンサルタント等契約に関する「契約管理ガイドライン」及び「精算報告書の作成方法」の周知と理解促進のため、2017年度は機構外向けに説明会を計18回(累計756名参加)開催した。

- その他、契約実績の定期的モニタリング、分析、調達予定全案件情報の公表、公示時期の平準化、コンサルタント業界、各社等との対話の促進・情報公開を継続。
- (イ) 競争性向上のための取組
- 総合評価落札方式の導入:2015 年度より小規模な基礎情報収集・確認調査を主体に、総合評価落札方式を導入し、昨年度は 16 件を調達した。
 - 詳細計画策定調査参加コンサルタントの本体事業参加制限を通じた競争性の向上:コンサルタント等契約において技術協力プロジェクトや開発調査型技術協力事業の詳細計画策定調査等に参加した評価分析団員に対して、当該事業の本体事業への競争参加を制限し、本体事業の競争性の向上を図った。
- 3) コンサルタント等契約以外の契約の競争性向上の取組
- 配布資料(機密保持誓約書との引き換えを含む)の電子情報での配布、仕様書のわかりやすい記載、応募勸奨の推進、総合評価落札方式の一般競争入札における「必須項目」の撤廃、公告予定案件情報のウェブサイトでの事前公表などにより、競争性を高めるための取組を継続した。
- 4) その他
- (ア) 参加意思確認公募
- 通知の改定を行い、2016 年度より研修委託契約以外にも適用範囲を広げ、実績を積み上げている。このことを踏まえて、契約監視委員会においても、「参加意思確認公募」案件を契約監視委員会における一つの審議項目として追加し、2017 年度より点検していくこととし、2017 年度は 5 件の点検を実施。
- (イ) 女性のエンパワーメントとジェンダー主流化推進計画
- コンサルタント等契約、一般契約の選定時の評価で「女性活躍推進法に基づく『えるぼし認定』を受けている場合は評価」項目を追加、適用を開始した。
 - 業界団体と協同で、コンサルタントのダイバーシティ推進を検討するタスクを立ち上げ、コンサルタントが広く多様な人材を活用できる様に検討。
- (2) 調達関連事務の合理化・適正化に向けた取組
- 1) 契約事務手続きの適正な実施と簡素化・効率化の促進
- (ア) 一般契約精算手続きの合理化:調達部内に設置された「支払支援デスク」にて、調達部が精算執行部門となる一般契約の精算事務を集約する体制を安定的に運用。
- (イ) 主な規程等の改定:契約事務を適正かつ効率的に実施するため、政府調達予算科目の通知、業務実施契約約款及び共通仕様書及び建設工事契約書ひな型を改訂した。
- (ウ) コンサルタント等契約の一部業務に係る消費税一部不課税化検討:顧問税理士との相談及び関係部、業界団体との意見交換を通じ、制度設計を行った(2018 年 5 月に導入した)。
- (エ) 機材調達事務の効率化:輸出貿易管理令等の安全保障貿易管理関係法令の遵守に関し、コンプライアンス確保に向け安全保障輸出管理の審査担当者 2 名を継続配置した。また、機材調達事務を効率的かつ正確に実施するため、機材調達に係る仕様書作成・入札支援に関して専門性の高い外部機関に支援業務の委託を継続した。
- 2) 民間連携、中小企業海外展開支援(以下「中小企業支援」という。)、草の根技術協力(以下「草の根技協」という。)事業にかかる手続き・制度面の更なる効率化及び実施体制の改善
- (ア) 主な制度等改訂:草の根技協経理処理ガイドライン、共通仕様書改訂及び来年度契約事務移管(国内拠点⇒調達部)に向けた検討開始並びに民間連携事業にかかる契約管理ガイドライン、製造原価計算改善を含む経理処理(精算)ガイドライン、精算ガイドライン及び契約書約款・共通仕様書・特記仕様書の改訂実施。

(イ) 草の根技協の本部による仮精算導入:これまで小規模国内拠点で実施していた契約事務のうち、2015年度新規案件から2017年度末時点で計36件の契約手続きを調達部で試行的に実施した。これらの結果を踏まえ、2018年度以降全国国内拠点の新規案件に係る契約事務を調達部に移管を決定、体制整備に係る準備を実施した。

(ウ) その他の取組:草の根技協のQ&Aサービスを国内拠点に対して提供し、国内拠点への支援を実施(合計287件)、民間連携、中小企業支援、草の根技協に係る案件担当者向けインターネット研修(Web-based Training「以下「WBT」)公開、草の根技協担当向け講義(1回)、事前競争参加意志確認廃止による業務簡素化(70%程度減)、中小企業支援・民間連携事業説明会(19回)、草の根技協検査と支払い方法を改訂した。

3) 海外拠点の調達実施体制の適正化及び内規の支援

(ア) 本部の在外調達支援班体制を継続し、全海外拠点からの現地調達に関する照会対応などの支援を行った(2017年度942件、2016年度1,060件、2015年度348件)とともに、在外調達支援担当者を25拠点に直接派遣し(2016年度33拠点)、現地職員の計画的な育成と現地の体制整備を図った。

(イ) ナショナルスタッフ向けWBT(英語)を開講し、海外拠点で調達業務を担う現地職員の能力強化を行い、西語版準備中。そのほか、会計検査院による指摘事項への対応として、海外拠点を対象にTV会議を利用した調達セミナーによる指導も2回実施した。

(ウ) 海外拠点の調達手続きの適正化のため、これまで機材調達に範囲が限定されていた内規のひな型を「現地調達に係る内規」に改訂し、2017年度には96拠点中90拠点で改訂後のひな形に基づき内規を制定した。

4) 国内拠点の調達実施体制の適正化

国内拠点向け巡回指導(8回)、出張相談(7回)、調達支援セミナー、安全保障貿易管理セミナー、調達部内の支援体制整備を通じて国内拠点への支援を強化した。

(3) 調達に関するガバナンスの徹底

1) 競争性のない随意契約に関する内部統制の継続

(ア) 競争性のない随意契約11件を抽出、契約監視委員会にて点検を行い、おおむね妥当との見解を得た(詳細は別添のとおり)。

(イ) 「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に基づき、コンサルタント等契約および業務委託契約に関し予定価格一定金額以上の競争性のない随意契約(特命随意契約及び見積合わせ)については、調達部長が「競争性のない随意契約審査委員会(以下「審査委員会」という。)」を必要と判断した場合は、真にやむを得ないものであるか否かを審議しているが、加えて、在外事務所が締結する契約もけん制機能が十分に機能しないケースも想定されるところ、契約・調達関連リスクを鑑み、本部同様、審査委員会の対象とすることとした。

2) 契約の透明性向上に向けた取組

(ア) 外部審査制度の強化

コンサルタント等契約に係る選定過程の透明性を向上させるために2012年度に導入した外部審査制度について、外部審査委員を9名委嘱し、65件を審議した(2016年度69件、2015年度75件)。審査の結果、機構のコンサルタント等契約の選定はおおむね適切に実施されているとされた。

(イ) 関連公益法人との契約実績

2017年度の契約実績に基づき、2018年6月に関連公益法人として認定した25法人(2016年度22法人)との契約は174件、52億2,600万円(2016年度178件、59億4,500万円)であった。そのうち、競争性のない随意契約は4件、3億7,400万円であり、同25法人との契約に占める割合は件数ベースで2.3%、金額ベースで7.2%であった(2016年度:6件(3.4%)、

1億3,200万円(2.2%)。また、競争性のある契約(実質継続契約を除く競争入札及び企画競争・公募)のうち、一者応札・応募の実績は58件(33.3%)、31億2,800万円(59.9%)であった(2016年度:70件(39.3%)、39億5,800万円(66.6%)。)

(ウ) 契約情報等の公表

関連公益法人との契約も含め、「公共調達適正化について」(2006年8月25日付財計第2017号)に基づき契約情報を公表している。また、機構の役員経験者が再就職、又は当機構の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職しており、かつ、総事業収入に占める機構との間の取引割合が3分の1以上の法人を「一定の関係を有する法人」とし、契約ごとに機構OBの再就職に係る情報及び当機構との取引に係る情報を公表している。

(エ) 調達部苦情相談窓口の設置

苦情相談窓口(調達に係る意見・提案受付窓口)に係る部内体制構築、執務参考資料を作成。同窓口を設置し、Webサイトで公表済。

3) 不正事案防止に対する取組の強化

談合や調達手続き違反等の調達に係るリスクの顕在化を未然に防ぐため、検査の拡充、既存制度の見直し、コミュニケーション改善等を検討・実施。

(ア) 不正事案に対する再発防止策の取組

措置対象の会社の受注案件における現地再委託契約及び傭人契約の検査を実施(15ヶ国25業務実施契約)。第三者抽出検査を5ヶ国(タイ、カンボジア、イラク、パキスタン、コートジボアール)にて実施。違約金の引き上げや、重大な不正行為を繰り返した場合の減点評価を導入。

(イ) その他リスク回避に向けた取組

- 業務実施契約約款の改正、建設工事契約書雛型の改正、単価契約雛型の制定、偽装請負リスクの高まりを受け、機構内注意喚起を実施。
- 「事故等レビュー・官製談合防止セミナー」を機構内で実施。
- 研修事業運営支援業務、民間提案型普及・実証事業、有償資金協力の事業実施及び有償勘定技術支援の業務実施契約等に関し、不正行為等が発覚した3件の事案に対し、措置規程に基づき契約競争参加資格停止の措置を採った。

4) その他の取組

経験・知見別の職員等向け研修と部内専門性の強化として、職員等向けWBTを導入、実施した。

(4) 自己評価結果

2017年度は運営費交付金事業の予算執行において継続案件の規模が膨らんだ結果、当初の事業計画を一部見直し、2017年度年度後半実施予定であった新規案件を次年度以降に延期する等、契約変更等が相次ぎ、件数・金額実績として大幅に減少した。このような状況に適切に対処するため、組織全体としての事業実施・監理能力を一層強化すべく、2018年度は予算状況を踏まえた適切な管理のための支援や、職員等の能力向上に適切に取り組んでいくこととする。

競争性の向上に向けた取組を継続的に実施、強化してきた結果、競争性のある契約における一者応札・応募の割合は件数ベースで31.9%(2016年度29.9%)となり、一定の競争性を維持した。また、契約監視委員会をはじめとする契約の点検、情報の公開、契約事務の適正化、効率化への取組も、計画通りに実施された。しかし、実績として競争性のない随意契約や一者応札の数値は横ばいから微増の傾向となってきた。

そのため、2017年度調達等合理化計画は所期の目標を達成しているが、コンサルタント等契約制度については、機構外の関係各所からも、高い関心が寄せられていることもあり、契約の競争性向上と質の確保に向けた更なる取組を進めることとする。

3. 2018 年度において重点的に取り組む分野(【 】は評価指標¹⁾)

上記 1. 調達の実状と要因の分析等を含め総合的な検討を行った結果、事業実施・監理能力強化、契約の競争性の拡大及び調達関連事務の合理化・適正化に重点的に取り組むこととし、具体的には以下の通り、調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 組織全体の事業実施・監理能力強化に向けた調達関連の取組

1) 予算執行状況を踏まえた調達業務の適正な実施

- 機構内関係部との連携による中期的予算管理に貢献する取組を強化する。
- 予算執行状況を踏まえた適正な契約事務の実施に努める。

【検討・実施結果】

2) 経験・知見別の 職員等向け研修と在外・国内拠点への支援の強化

- 職員(管理職、担当者等):研修の実施(WBT 受講促進と必修化の検討等)、問合せへの適切な対応を継続すると共に更なる強化を図る。
- 在外拠点:調達実施体制の適正化に向けて、本部における在外調達支援体制を維持する。また、無理のない適正な調達事務の遂行に係る内規の遂行遵守の支援、現地調達の標準化、簡素化を行うとともに、現地職員育成にかかる支援を強化する。
- 国内拠点:調達に係る相談、調達情報提供、調達支援セミナー、調達部からの巡回指導の実施と国内拠点支援体制の整備および強化を図る。

【検討・実施結果】

(2) 契約の競争性の拡大と質の確保

1) 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組

競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、ガイドラインに沿った運用状況のモニタリングを行うとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。「参加意思確認公募」案件を一つの審議項目として追加し、点検する。

【契約監視委員会の審議結果を受けた改善事項の反映状況】

2) 競争入札及び企画競争における一者応札・応募の削減に向けた取組

- 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会等における点検の継続的な実施を図る。

【契約監視委員会の審議結果を受けた改善事項の反映状況】

- コンサルタント等契約の選定方式の継続的改善として、手続き改善の定着を図るために、総合評価落札方式の運用見直し後の状況を分析、各種選定方法の改善策を検討する。
- 参加者拡大のための取組として、海外企業・外国籍人材・若手日本人人材の活用検討、ダイバーシティ推進を促進するための制度導入と円滑な運用を促進する。

【検討・実施結果】

3) 「競争性・公正性の向上に向けてのアクションプラン」の成果の総括

「競争性・公正性の向上に向けてのアクションプラン」の実施状況、成果を総括し、報告書を作成し Web 上で公表する。

【実施結果】

4) 技術評価の強化(質の向上)と価格要素バランスの確保

【検討・実施結果】

5) 本邦コンサルタントの国際的な競争力強化に向けた取組検討

【検討結果】

(3) 機構の事務特性を踏まえた契約事務の簡素化と効率化

¹ 評価指標の「検討・実施結果」とは、2018 年度に取組みの検討から具体的な実施までを想定した項目における、それぞれの結果を指標とするもの。「検討結果」とは、2018 年度の取組みとして検討段階までを想定した項目の検討結果を指標とし、「実施結果」とは、すでに検討済みであり、2018 年度は具体的な実施を想定した項目の実施結果を指標とするものである。

契約の調達手続きの適正な実施

- コンサルタント等契約に係る消費税一部不課税化導入及びその後のフォローを行うとともに、相談窓口を設置する。
- 契約事務の適正で確実な遂行及び精算事務を集約する体制を安定的に運用する。
- 民間連携・中小企業支援間のスキーム統合や中小事業支援の国内機関への移管試行支援並びに草の根技協新規案件の契約実務の調達部への移管対応を実施する。

【実施結果】

4. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

上記3. の取組に加え、ガバナンスの徹底のため、以下の取組についても継続する。

(1) 競争性のない随意契約に関する内部統制の継続

新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、調達部に合議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

「競争性のない随意契約について(通知)」に従い、予定価格一定金額以上の競争性のない随意契約については、調達部長による審査委員会開催の要否の判断を行い、開催が必要とされる契約は、審査委員会において審議、一方、開催不要とされた契約については、調達実施方針決裁を案件担当部担当理事および本部契約担当役理事決裁とすることを徹底。また、「競争性のある随意契約」に該当する「参加意思確認公募」を活用し、競争性を向上させる。

「競争性のない随意契約について(通知)」および「競争性のない随意契約に係るガイドライン」の遵守・徹底のために、在外拠点を含め職員を対象にしたセミナー等を通じて、事例の紹介等により競争性確保の可能性に対する理解促進に取組む。

【調達部による点検件数】

(2) 契約の透明性の向上

契約の透明性を確保する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続する。また、コンサルタント等契約の外部審査については対象件数を維持ないし拡大する。調達部内に設置の調達に係る苦情対応窓口の継続的運用を行う。

【検討・実施結果】

(3) 不正事案防止に対する取組の強化

1) 不正事案に対する再発防止策の取組み

第三者抽出検査の対象国数の拡大、昨年度導入済みの重大な不正による契約解除違約金の引上げ、繰り返し重大な不正を行った者に対する減点評価等の再発防止策の取組を継続する。

2) その他リスク回避に向けた取組

官製談合や調達手続き違反等の調達に係るリスクの顕在化を未然に防ぐため、契約の適正化の観点からのリスクポイントの提示、研修及び検査の拡充、既存制度の見直し、コミュニケーション改善等を検討・実施する。

【検討・実施結果】

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、調達部担当理事を総括責任者とし、調達部の主導により調達等合理化に取組む。また、調達部が取組の進捗、結果等について、内部統制を担当する総務部担当理事に報告する。

総括責任者 調達部担当理事

副総括責任者 調達部長

(2) 契約監視委員会による点検

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、2回連続の一次応札・応募契約、参加意思確認公募案件、特命随意契約及び一次応札・応募契約のうち契約監視委員により抽出された案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のウェブページにて公表する。また、新たな取組の追加等があった場合には、計画の改定を行う。

以上